

36人未配置 (4月1日)

～入学式、教育に穴があく～



発行所
青森県教職員組合
青森市橋本一丁目2-25
TEL 734-7 279
FAX 777-1 440

2019. 7. 1
第1910号



5月28日、県教組と県教委は話し合いをもちました。県教組からは委員長、副委員長等が、県教委からは3課長が出席しました。時間が限られているので重点について話し合いました。

要望

病休等の代替者を速やかに配置すること。

(昨年度は、1学期：10人、2学期：31人、3学期：27人。今年度は、4月1日の段階で36人の未配置。)

委…産前産後の特別休暇や病

気休暇等に伴う代替の配置については、市町村教育委員会からの報告に基づき、

できるだけ速やかな配置に努めている。しかし、取得

時期や地理的な事情によって配置が遅れているという

状況もある。県のホームページへの掲載や、大学訪問

の機会を通しての依頼、教育委員会や学校の協力を得て、

確保に努めているところで

ある。

組…昨年から見ても、どんどん未配置の状態が上がって

いつている。県教委も何もしていないわけではないが、

何か工夫をしないと。採用を増やすとか。広島県では

「市町村支援加配」を60人の規模で実施している。

委…市町村支援加配とは？

組…60人の教員を市町村の規模によって学校に配置し、欠員が出た場合代替教員と

して行くというもの。青森県で60人は難しいと思うが、そういう工夫をしないと、学校も大変。広島は今年度始業式の段階での未配置は0。知事部局から何とか財政を取って教員を採用するなど、何かしらしないとどんどん増えていくことになる。

委…もちろん財政的な面は獲得できるものは獲得したい

と思っている。今の状況だと財政があっても人がいない。

講師だけでなく民間も含めて人が足りない。

組…市町村、事務所は一生懸命探している。

委…我々も一生懸命探している。

組…最近テレビでも話題になっているが教員が不人気職

になり、全国的に教員採用試験の倍率も下がっている。

こういう状況ではホームページにアップしたところで

人は集まらない。他力本願で改善できるほど甘くない。

もっと構造的な問題だ。定数内講師の正規採用や教育

現場に自由ややりがいが必要だ。

要望

臨時教職員の賃金について教育職給料

表(一)2級を適応すること。当面「最高号

給打ち切り制度」を廃止すること。

委…臨時講師等の給料につ

ては、地方公務員法の一部改正に伴ってその取扱いを

改めるよう様々検討をしているところである。

組…文科省も同じ仕事内容であれば、職名も「講師」で

はおかしい。勤務条件が同じであれば待遇もできるだ

け近づけるのが最低のルールだ。

委…給料の問題については、いろいろ課題もあるのです

べて含めて検討中である。基本的には一年ではできな

いので、これから検討していく。

組…今年度中に待遇改善の協議をお願いしたい。



県教組 委員長・副委員長

話し合いを終えて

時間切れで、もう一つの重点である「多忙化解消のために三年間にわたった工程表の成果と課題について話し合うことができなかった。県教委からの回答で

心に引っかかった言葉がある。多忙化解消のための課題に「教員の意識改革」と

いう言葉が語られたことだ。忙しいのは、教員の意識の問題だろう。

・教材研究

・ノートのチェック

・宿題の点検

・学級通信の作成

・子どもとの様々な時間の確保

・保護者との面談

・校務分掌の仕事

・たくさんの仕事の準備

その他たくさんの仕事を毎日ぎりぎりまで頑張っている

たくさんさんの教師たちに対して失礼だと感じた。

勤務時間管理のことで言えば、A市では今年から翌月の残業計画書を提出させられるそう。でも来月何が起きるかなど分からないのに、その計画書に沿って仕事をするようになるが、45時間を超えそう

(次ページ下段に続く)

再度趣旨の徹底を！ 委員会に対し指導助言を続けていきます

要望 業績評価や能力評価が全員Bでも問題にしない。またその趣旨を校長、地教委に伝達すること。
(スタートした時の趣旨は、努力や協力を重視し協力協同の学校をこわさないことだった)

委 教職員の人事評価の手引きに評価段階のレベルと、レベルの具体例を示しており、評価者は、それに基づいて絶対評価で評価する。発揮された能力や自己目標の達成状況がSやAに達していればS評価A評価になるし、達していなければB評価になる。毎年四月に行っている評価者研修では、留意点を周知している。

組 当時の中村教育長は、「法律で決められた部分は変えられないが、運用の面では改善したい」

「良い結果を残した人が高評価を得るという基準では困る。管理職はうまくいっていないクラス、困っている子ども、成果は出なかったけれど努力している教員を見られるかどうかだ」

「評価基準は作るが、努力したり、仲間の手を貸したり、困難を見つけ出したりできる教師を見落とさないように」

「決して平均点の上下ではない。その子に克服してほしい点を伸ばすことが基本だ」と言っていた。その精神は今も変わっていない。

委 県の具体例の中にも「他の教職員と共同して取り組

み」と書いている。基本的な精神は何も変わっていない。

組 でも使ってほしくないワードに「支援する」「努力する」「協調する」が入っている。また、今年自己目標の面談で、「テストの平均を90点以上にする」を目標に付け足すように言われた先生がいる。具体的ににつかめる目標にしるということ。評価者研修の際に言われているからだ。県教委の人事評価の考え方の意図が伝わっていない。

委 ただ「成績を定着させる」だと評価できない。評価する人もされる人も難しい。だから具体的な内容を確認したいということだ。評価者研修も内容は毎年ブラッシュアップされている。皆さんの意見も踏まえて、本人と評価者にずれが生じないようにしたい。

組 単に点数を上げればいいのか。人事評価ってそういうことかと憤慨している先生方がいる。評価者研修も大学の先生を講師にするのではなく、県教委の理念が伝わるように、県教委が主体となって自信をもってやってほしい。

要望 タイムカード等による正確な「勤務時間の記録・管理」を進めるように、市町村を指導すること。
(労働安全衛生法の改正により、4月1日から客観的な方法で労働時間を計測することになった。)

委 県教育委員会では労働安全法の改正を受け、県立学校では、教職員に配布されているパーソナルコンピュータの操作により出勤時間が自動的に記録されるシステムを採用し、簡単かつ正確に校長が勤務時間の実態を把握することにした。同様に市町村教育委員会にも指導助言をしていく。

組 文科省が平成31年1月に出した「公立学校職員の勤務の上限に関するガイドライン」の中に、

「上限の目安時間の順守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残させたりすることがあつてはならない。さらに上限の時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること」とある。ところが学校では、

①タイムカードを押してから残っている。

②8時以降や土日に学校に来る場合は教頭の許可を得る。

となっている学校がある。そういう実態をつかんでいるか。

委 そういう状況があるということは聞いているが、客観的に把握はしていない。

組 具体的に文科省の意図を伝える責任があるのではないか。

委 もしあるとすれば、当然その適切な勤務時間がしっかりと管理されるように、市町村や校長先生を指導していかなければと思う。

組 先生方は苦しんでいる。通信票や要録の時期になればどうしますか。子どもを自習にしないとやれませんが。

委 機会をとらえて。市町村にもう一度正しい趣旨を伝えてほしい。県教委が先生たちを守る気があるのかということ。

委 先生方が大変だということとは十分知っているので検討していく。

組 ぜひ検討してほしい。

になった時点から、残業するの虚偽のタイムカードを押す、土日に出勤してもタイムカードはおささないなどの忖度をしているという報告がたくさん聞かれています。計画を越える場合は管理職に許可をえなければならぬという。確かに時間管理をしたからと言って仕事が減るわけではない。また在校時間をパソコンに打ち込んだりするのは手書きで書いたりするのは面倒だ、それ自体が多忙化の原因の一つになっているという声も聞かれています。でも教員が忖度し、仕事を無かったことにしたり、家に持ち帰って家庭の仕事を終え子どもを寝かせてから睡眠をけずって仕事をしたりしても、何も変わらない。大事なのは、今のままでは物理的に勤務時間を守ることも、国がいうワークライフバランスを考えた仕事をすることも無理なのではないかと、データで突きつけることだ。

文科省のガイドラインには、虚偽の報告をしないことや持ち帰りの時間を増やすことを避けることのほかに、

「社会通念上一人の人に集中して過重負担になっている場合は、校長が仕事の適

県教組：時短パワハラがないように 県教委：市町村教育委員

要望

「運動部活動の指針」の中の「ハイシーズン」をやめ、県として部活動の大会・試合数の上限を明示すること。
(スポーツ庁作成の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に「ハイシーズン」はない。)

委…ハイシーズンの考えについては、児童生徒の健康面や安全面に配慮するとともに、運動部顧問の負担が過度とならないように市町村学校等での精査・判断が必要である。大会参加については、中体連、小学校長会が主催または共催のものを基本と示しておりそれ以外については市町村学校での精査・判断が必要と考える。

組…運動部活動の指針は国の「運動部活動の総合的なガイドライン」に基づいて作成とあるが間違いないか。

委…はい。その通り。

組…国もガイドラインには、「ハイシーズン」という言葉はないが、これは科学的根拠やその他のものがあつて持ち出したものか。

委…本県の場合スキーやスケートなどのようにシーズンスポーツが多々あり、そういうスポーツに配慮して盛り込んだ。

組…スキーやスケートなら、北海道や岩手栃木とか関東

圏でもあると思うが、国の指針とは違った形で示している県は他にもあるのか。

委…他県は把握していないが本県にとって「ハイシーズン」という形で独自に作った。

組…県の指針にはシーズンスポーツなどと言も書いていない。主要な大会の時期を「ハイシーズン」とすると書いてある。言っていることと書いていることが違っている。これだと、中体連とか高体連とかのシーズンはやってもいいということだ。

委…国の指針には、過度な運動が外傷を高めること、生徒がバーンアウトすること、科学的なトレーニングを積極的に取り入れ、休養を適切にとることと書かれている。「ハイシーズン」の考えはこの考えに逆行している。

委…一年通して「ハイシーズン」ということはないわけで、「オフシーズン」とい

うものを使いながら子どもも顧問も休む時間は必要だと考えている。

組…スポーツ庁の指針は過当たりの活動時間は何時間ですか。疲労骨折や外傷が起きないための時間は16時間です。「ハイシーズン」期間、週16時間守れますか。

委…極力守るようにお願いしていく。

組…日本体育協会が出している「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間」では、活動の時間は「年齢×時間」となっている。中学一年生は13時間です。「ハイシーズン」では守れない。

委…守るように努力していく。子どもを第一に考えてほしい。高校生でも総体



教職員課長



スポーツ健康課長

時に18人中6人が故障している。練習時間は週15〜16時間で、指針を守っている。それでも、故障が起きている。それくらい子どもは壊れやすいということだ。それなのに「ハイシーズン」を認めたら、壊れるのは当たり前だ。

委…だから、先生方、コーチを集めてトレーニング方法であつたり、けがをしない方法であつたりをの講習会や研修会をしている。

組…体育協会の上限だと、中1は13時間、中3は15時間。中1は初めから無理させていることが想定されていない。さらに「ハイシーズン」を入れた。子どもを守っていない。指針から「ハイシーズン」は削除するべきだ。

正化を図る。多くの教師が在校時間の上限を超えている場合は、校長・教育委員会は業務削減等の取り組みを積極的に進めること。取り組んでも在校時間が減少しないあるいは増加する場合は校長・教育委員会は背景や構造を分析し改善方策を策定し改善に向けて取り組みが必要。」と書かれている。

ならば、正確に記録することで現場を変えていく力にはなりうる。これだけ仕事をしているのに終わらない業務の多さ、小学校で言えば週26〜30時間という持ち時間の多さ、部活動のブラック化、業務量に見合う人員の配置がない等の教育行政を、抜本的に改善しない限りこの問題は解決できないことを示すためには、先生方の正確な時間把握は必要不可欠だ。虚偽のない・正確な時間を申告することで行政を動かしていくことが大切なのではないか。

時間管理のこと、教員評価のこと、部活動のこと：これはおかしいのではない、うちの職場ではこんな理不尽なことがあるということがあつたら、県教組までお知らせください。

共済カフェで一息しましょう おやつをもって訪問します

日頃からお世話になっています。何かと忙しい先生方に、日頃の感謝と全教共済のお知らせを兼ねて、青教共済のスタッフが、おいしいおやつと飲み物を持参して、皆さんの学校を訪問します。

全教共済加入者はもちろんのこと、未加入者の方もお気軽に越し下さい。新採用者も大歓迎！参加は無料です。



学校名 _____

担当者名 _____

希望日: 月 日 ()
: ~ : まで

内容～こんな方、お気軽にどうぞ！～
○おいしいおやつで一息入れたい！
○給付の申請漏れがないか確認したい！
○普通の保険と共済との違いを知りたい！
○教職員の交通事故で必要なことを知りたい！
○総合共済、自動車保険等の説明・相談！
→全教自動車保険見積もり希望の方は保険証券をお持ちください。

＊紹介、説明をしますが、加入を強制するものではありません。

ジャクフリート(青森市)のケーキを持参します！

①



②



③



④



⑤



○希望するケーキの個数を()に記入し、FAXして下さい(017-732-1376)

自由記述欄(当日聞きたいこと・連絡先)

<ケーキリクエスト>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① ショート () | ④ レアチーズ () |
| ② ブルーベリータルト () | ⑤ クリオットショコラ () |
| ③ カシス () | ⑥ おまかせ () |

校内研修の後、職員会議の後、
甘いもので一息入れませんか？
みんなでリラックス！

給付の申請漏れや、疑問にお答えします。結婚記念日、お子様の誕生など…申請を忘れていませんか？

もしもの事故の時、教職員の身分を守る自動車共済の話聞いて見積もりを取りませんか？私は大丈夫と思っていませんか。でも重大事故は起きています。

実施してみようという時は、同封の用紙に、
学校名・希望の日時・希望のケーキの個数など必要事項を書いてFAXをしてください。

夏の教育実践講座 2学期の実践にいかそう！

長い2学期、子どもも教師も安心していただける楽しい学校になるように、実践のヒントがたくさんもらえる講座です。今年度の夏の実践講座は2本立てです。

- ①弘前大学の宮崎充治先生の講座「子どもも教師も安心していただける教室 Part2」(春の講座でもっと聞きたかったという声にお応えします。前回聞き逃したという方も是非いらしてください。)
- ②東北福祉大学の鎌田克信先生の講座「学校における保健教育の在り方(仮)」(養護教諭の先生だけでなく、学級担任の先生方も勉強になる内容です。)

日 時 8月31日(土) 14:00～18:00(予定)
場 所 青森県教育会館2F

詳しくは改めてチラシでお知らせしますが、今から予定に入れておいてください。